

平成 28 年度栃木県原子力災害対策専門委員会議事録要旨

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 4 日 (木) 10:00~11:30
- 2 場 所 栃木県庁北別館 303 会議室
- 3 出席者 (委 員) 井上 正 (一般財団法人電力中央研究所
名誉研究アドバイザー)
菊地 透 (医療放射線防護連絡協議会総務理事)
鈴木 元 (国際医療福祉大学クリニック院長)
夏秋 知英 (宇都宮大学農学部長)
藤城 俊夫 (一般財団法人高度情報科学技術研究機構参与)
山本 義勝 (宇都宮地方気象台防災管理官)
(事務局) 篠崎 直樹 (県民生活部危機管理監)
琴寄 行雄 (県民生活部危機管理課長)
ほか事務局職員

4 議事録

(1) 挨拶

・ 篠崎危機管理監

これまで委員会から御提言をいただき、原子力防災体制の整備を着実に実施してきた。一方で国の原子力規制委員会で UPZ 外の防護措置等についても検討・変更が進められている。本日の会議では前回の委員会の議論を踏まえ、本県における防護措置の実施方針等について御審議願いたい。

・ 鈴木委員長

福島原発事故の後、原子力災害に対する防災計画の作成について、近隣県としては比較的先行して取り組んできたと思う。国における近隣県の防災対策に対する指針が出てくることに合わせ、今まで積み残していた部分を少しずつ改定してきた。今日は規制庁の変更を受けて再度微修正するということになるかと思う。皆さんの忌憚のない御意見を願いたい。

(2) 議事

① 栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定について

【琴寄危機管理課長から資料 1 から資料 3-3 に基づき説明があった。】

- 鈴木委員長 資料 2 に沿って順番に見ていく。まず、1 ページ目の PPA に係る記載については、PPA という言葉を使わなくなり、UPZ 外という定義に変えてきている国の方針にならうものであり、問題はないと思われる。2 ページ目の EAL については、原子力規

制委員会の改定内容をそのまま追加したものである。

- 藤城委員 第1章第3節第2記載中のEAL3については、EAL2の間違いではないか。別表1ではEAL2に整理されており、整合を取るべきである。また、福島第一原子力発電所の話が防護措置の表に追記されているが、内容は福島県として実施する措置であり、栃木県の計画に記載するべきかは疑問である。
- 鈴木委員長 栃木県に関係してくることは、福島県住民の退去・避難の受入れということになるので、場合によって受入れ要請があるという記載の方が誤解は少ない。記載自体は、事態把握の観点から残しておくことが望ましい。
- 事務局 記載の方法を検討したい。
- 鈴木委員長 第1章第6節第1のリスクコミュニケーション（リスコミ）だが、主語がはっきりしていないところがある。リスコミは非常に重要なポジションだが、県の防災担当としてリスコミを担当するスタッフは指定しているか。
- 事務局 個々の内容に対応する部局が分かれることから、このような書き方になっている。総合的な情報発信場所も必要になってくると思うので、県の組織の中での対応も検討する。
- 鈴木委員長 実際には、危機管理監がリスコミを管理する形になると思う。バラバラで責任感のない情報発信にならないように県としての考え方をまとめるべき。
- 事務局 対策を考えていきたい。
- 井上委員 平常時からのリスコミは県の施策に反映されると考えて良いのか。また、相談窓口について、他の箇所の記載との整合性はどのように考えているのか。
- 事務局 リスコミの項目については、既存の取組を引き続き意識しながら対応するということである。窓口については、全体的な相談を受ける総合窓口と各分野に特化した専門的な窓口を踏まえ、相談体制をまとめていきたい。
- 鈴木委員長 最終的にどのように知事に集約していくかあまり見えてこない。誰かが集約しないとリスコミには使えないし、危機管理にも使えない。組織的に見えるような形で整理しておくが良い。
- 菊地委員 避難者に対するリスコミは非常に難しいところがある。今後、福島県のリスコミを参考にした栃木県における災害のリスコミ、特に原子力災害等の特殊なリスコミについて検討していくと良い。
- 鈴木委員長 どこが責任をもって担当するか見えないような記載になっているので、担当部局が見えるように整理した方が良い。
- 鈴木委員長 第2章第3節第1について、一定以上の距離であれば屋内退避だけでも十分に被ばく線量は防護できるので、無理に安定ヨウ素剤に頼らなくても良い。
- 菊地委員 安定ヨウ素剤についてこのような方針とすることについて、県民に説明できるように用意すべき。
- 鈴木委員長 防護対策は防護効果と発生確率のバランスを考慮すべき。中途半端な形で安定ヨウ素剤の配備をすることは良い方法だとは思えない。実際のところ、栃木県でヨウ素剤が必要となるシナリオを考えたとき、県民全体に配布するということは実現困

難だと思われる。まずは、国の議論を待ちたい。

- 鈴木委員長 第3節第2について、2月の委員会時からの改定としては、JCO事故の際に30km圏内で屋内退避が24時間以上解除されなかったことの反省のもと、屋内退避の解除をある程度判断できる体制を作るというものである。
- 井上委員 屋内退避の解除という行為そのものについては国の対応ではないのか。市町村や県がそれに対して強い意見を言えるのか。
- 菊地委員 国が解除できるというベースを作ったので、あとは住民がそれを受入れるかどうか。決定権はおそらく市町村にある。
- 鈴木委員長 国はモニタリング結果で解除するかどうか判断するが、県がただ待ちの姿勢で国の解除通知を待っているだけなのか、県で積極的にモニタリングをして国に提示できる体制を取ることができるかは大きな違いである。屋内退避の判断基準、解除の判断基準はそれなりに整理しておく必要がある。
- 藤城委員 単に「迅速な解除に努める」では、意識的に解除を急ぐ必要があると受け取られ恐れがあるので、「情報をきっちり把握して適切な時期に解除」という表現に変えた方が良い。
- 鈴木委員長 屋内退避をずっと続けていることで、逆に屋内の放射性物質の滞留を招いてしまうこともあり、いつまでも屋内に籠もっていれば良いという話ではない。ただ、「迅速」という言葉がそのように捉えられると少し違うところがあるので、書き方を検討されたい。
- 鈴木委員長 第3章第4節第5について、段落を移動したことで主語が抜けてしまった段落があるが、誰がやるか書いてあった方がはっきりするので、残しておいた方が良い。
- 鈴木委員長 第3章第7節第1について、何か意見はあるか。
- 夏秋委員 文章中のモニタリング実施計画というのはどれにあたるのか。資料3-3のP18及びP41にあるモニタリングの記載は空間線量に係るもののみであり、農産物や水のモニタリングに係る記載がない。モニタリングに必要な機器がどこにあって、どこで測るといったことを具体的な計画にしていかないと、この文章だけは本当に実施できるのか疑問である。
- 鈴木委員長 原子力規制委員会が緊急時モニタリングによって調査すべき地域を指定し、それを受けて県は市町と共に調査をするという順番が、読み取りにくい文章になっているので修正すべき。また、モニタリング実施計画と防災計画が結びつくように整理した方が良い。
- 藤城委員 国はやり方を決めるだけなので、県のどこが主になってどのように進めるか、ある程度イメージできるように。
- 鈴木委員長 国が判断しなくても、地域がOILレベルになったと判断すれば、県としては食品のモニタリングを始めなければならないということを意味している。県でもモニタリングを実施して価値判断ができるように改正してきているが、まだ十分に整理できていないところがある。
- 事務局 修正を検討したい。

なお、モニタリング実施計画については、国から検査計画作成のガイドラインが既に示されており、飲食物や水についてはモニタリングの実施計画を策定しているという現状もあるので、そのあたりも文章を改めてまいりたい。

○鈴木委員長 計画が動き出す条件や誰が指示を出すかを明確にし、計画に基づいて行動を開始するという流れが見えるようなものが良い。

また、訓練の中で計画に基づいて動き、防災計画の記載と整合を取りながら計画を作成していくことも必要である。

② その他

【琴寄危機管理課長から資料4に基づき講習会の説明があった。】

以上で、平成28年度原子力災害対策専門委員会を終了した。